

平城西地域の自主防災防犯小委員会
第11回目の役員会議、3月14日（土）@ 中山町西3・4丁目の集会所
13時30分~15時30分

- 1 予算・買い物
- 2 会則について
- 3 危機管理課のR8予算計画
- 4 自転車のルールについて
- 5 地域防災計画づくり（ワークショップ）

【自転車に対する道路交通法改正】

自転車に「青切符(交通反則通告制度)」が導入されます。

これまでの自転車の違反对応は主に「注意・指導」が中心でしたが、
2026年4月1日からは、16歳以上の自転車利用者にも自動車などと同様に反則金
制度が適用されます。【青切符のポイント】

警察官が軽微な違反を確認した場合、その場で「青切符(反則告知書)」を交付。反
則金を期日までに納付すると、刑事手続きにならず処理される仕組みです。

【対象となる違反の例と反則金】

違反行為	反則金の目安
スマホを見ながら運転(ながらスマホ)	約 ¥12,000
信号無視	約 ¥6,000
歩道走行・逆走など通行区分違反	約 ¥6,000
一時停止無視	約 ¥5,000
無灯火運転	約 ¥5,000
傘さし・イヤホン等の危険運転	約 ¥5,000
並進禁止・二人乗り	約 ¥3,000

※金額・内容は目安です(警察庁資料や都道府県警まとめなどより)

自転車＝車両としての交通ルール遵守が明確化

改正で自転車も正式に「車両」としての責任が強調され、車道での左側通行・自動車との安全なす
れ違いなどのルールも整備されました。

自動車が自転車を追い越す際は、安全な間隔・速度で通過する義務。

自転車側も安全な場所・方法で通行する義務が明文化されています。

自転車通勤・通学者も対象です。

旅行者など外国人利用者也16歳以上なら対象になります(短期滞在でも反則金適用)

今後の予定

次回4月11日の委員会は、中山町西3・4丁目集会所で、1時半~3時半
5月17日は総会の日